

運 営 規 程

榛東村地域包括支援センター（指定介護予防支援）

（事業の目的）

第 1 条 榛東村地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、支援状態等にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 センターの担当職員は、事業の提供に当たっては、次の事項に基づき実施するものとする。

- （１）利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （２）事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （３）事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。
- （４）事業の運営に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （１）名 称 榛東村地域包括支援センター
- （２）所在地 榛東村大字新井 7 9 3 - 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師 2名(常勤専従)

主任介護支援専門員 1名(常勤専従)

社会福祉士 1名(常勤専従)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 上記の営業日・営業時間外にも利用者との連絡が可能な体制とする。(休日及び夜間の電話等は、宿・日直者が対応し、緊急の場合は担当職員に連絡をする。)

(指定介護予防支援の内容)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

(1) 介護予防サービス計画の作成

(2) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整

(3) 介護保険施設等への紹介

(4) 利用者に対する相談援助

(5) その他利用者に対する便宜の提供

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

(1) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令第37号第29条から第31条までの規定)に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は利用者の自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

ア 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。

イ サービス担当者会議の開催により、担当者に利用者の状況等に関する情報等の意見を求めるものとする。

ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

ア 課題分析実施のとき

イ 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接をするよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果を、少なくとも1月に1回記録する。

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、榛東村の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第 1 1 条 センターは、指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

3 センターは、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 1 2 条 センターは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 センターが得た利用者又は家族の個人情報については、センターでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供を行う場合は、あらかじめ書面により利用者又は家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 1 3 条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 センターは、サービス提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 センターは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 センターは担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第15条 センターはセンターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- （2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第16条 その他運営に関する留意事項は次のとおりとする。

- （1）センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を確保し、業務体制を整備する。
- （2）担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- （3）担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- （4）センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(5) センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月16日から施行する。